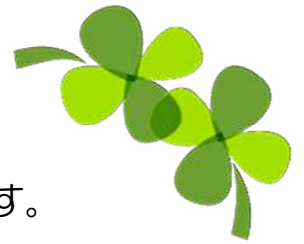


ともに支え合う社会をめざして

～犯罪被害者等に寄り添い迅速な支援へ～



犯罪被害は、いつ、どこで、誰が直面するか分かりません。
犯罪被害に遭うと、心身や経済的なバランスが崩れてしまいます。

いつ誰が犯罪被害に遭うかわからないからこそ、誰もが当事者意識を持ち、
犯罪被害者等支援の重要性や必要性を理解したうえで、支援に向き合っていく
ことが大切です。取手市では犯罪被害に遭った人が一日も早く安心して暮らす
ことができるように、

令和7年4月「取手市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

取手市犯罪被害者等支援条例（令和7年4月1日施行）

基本理念

- 1 犯罪被害者等は個人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障されます。
- 2 犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、適切に支援を実施します。
- 3 犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるまで、必要な支援を途切れることなく実施します。
- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉または安心した暮らしを害することのないように行われるとともに、再被害や二次的被害が生じないように最大限配慮して実施します。

支援の実施については、被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況等によって適切に行い、また被害者の方々のニーズは幅広いことも考慮し、市、市民、事業者や関係機関等が連携しながら協力して支援を実施します。

「取手市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援の例

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

相談を受け、その方の状況に応じた支援事業のご案内、関係機関のご紹介を行っています。

取手市 社会福祉課

取手市寺田5139

取手市役所 新庁舎1階

TEL (0297) 74-2141 (代表)

重傷病見舞金、遺族見舞金

犯罪被害に遭われた方またはその遺族に対して

- 重傷病見舞金 5万円・10万円
- 遺族見舞金 30万円

※支給には要件があります。

さまざまなお悩みを抱えた方へ

その方のお悩みや課題を整理し、ワンストップで相談を受けます。

支援について必要な関係各課が集まり、必要な支援が続くようにサポートします。



住居支援

- 転居費用の助成 20万円(上限額)

被害により、現在の住居に居住できなくなった場合、転居または転出した場合、初回に限り転居費用を助成します。

各種相談支援(例)

- 人権相談
- 生活福祉資金、生活困窮
- 法律相談(弁護士などによる)
- 学校生活や子育ての相談
- こころの健康相談
- DV相談
- 高齢者相談
- ひきこもり相談



犯罪被害にあうと、どんな状況になるのでしょうか？

犯罪からはさまざまな被害が生じます。けがや生命の危険など、本人のみならずその家族が大変辛い思いをすることになります。

さらに、犯罪被害者やその家族の方々(以下「犯罪被害者等」といいます。)は、犯罪という一次被害に加えて、周囲からの心ない言動等、二次被害に苦しめられることもあります。

犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、周りの人の支えが大きな助けになります。

あなたにもできることがあるか考えてみましょう。

心への影響

恐怖感、自責感、無力感、怒り、悲しみ
感覚・感情の麻痺、記憶力・判断力の低下など

身体への影響

不眠、悪夢、吐き気、食欲不振
めまい、過呼吸、動悸など



経済的苦しみ

金品や財産の損害、怪我や後遺障害による失職で生じる収入減に加えて、医療費、葬儀費用、弁護士費用などの支出増が発生します。
経済的損失を加害者側に損害賠償として求めても、加害者に資力がないなどの理由で支払われないこともよくあります。



社会的苦しみ

犯罪被害者等への無理解・偏見により、周囲から孤立してしまう。

犯罪被害に関する取手市の相談窓口一覧

取手市

取手市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の皆様が、一日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、迅速な支援と皆様に寄り添った相談対応を行っています。少しでもご不安なことがございましたら、下記の相談窓口までお問い合わせください。

令和7年4月1日現在

犯罪被害者等の総合的対応窓口

総合支援	1	犯罪被害者等支援に関する総合相談	社会福祉課（新庁舎1階）
	2	犯罪被害に係る見舞金に関すること	TEL（0297）74-2141



		相談受付内容	お問い合わせ先（市外局番 0297）		
人権	3	人権、近隣関係・家庭内や親族間の困りごとなどに関すること	市民協働課 市民相談係	TEL 74-2141	
	4	配偶者などからの暴力に関すること	こども相談課		
生活支援	5	無料の法律相談（事案を解決する方法として法律的な考え方や手続きを要すること）※予約制	市民協働課 市民相談係		
	6	転入・転出・転居に関すること	市民課		
	7	住民基本台帳事務にかかるDV等支援措置に基づく証明書の閲覧制限	市民課		
福祉支援	8	こころの健康相談 ※予約制	保健センター		TEL 85-6900
	9	高齢者に対する総合的な相談	高齢福祉課		TEL 74-2141
	10	自立に向けた臨時的な貸付（生活福祉資金）の相談	社会福祉協議会		TEL 72-0603
	11	生活困窮に関する相談	社会福祉協議会		
	12	生活保護の相談に関すること	社会福祉課		
児童・生徒支援	13	区域外就学相談及び手続きに関すること	教育委員会 学務課	TEL 74-2141	
	14	放課後子どもクラブに関すること	教育委員会 こども青少年課		
	15	児童生徒の学校生活での悩み相談（取手市公立学校スクールカウンセラー）	教育総合支援センター	TEL 63-4755	
	16	いじめに関すること	教育総合支援センター		
こども・青少年支援	17	18歳未満の子どもに関すること	こども相談課	TEL 74-2141	
	18	児童の虐待に関すること	こども相談課		
	19	おおむね18歳までの青少年に関する悩みごと相談（保護者も可）	教育委員会 青少年センター	TEL 73-6868	
	20	こどもの医療費助成に関すること	国保年金課	TEL 74-2141	
	21	ひとり親家庭に関すること	こども政策課		
	22	ひとり親家庭への医療費助成に関すること	国保年金課		
	23	児童手当の給付に関すること	こども政策課		
	24	児童扶養手当の給付に関すること	こども政策課		
	25	ひきこもり等の相談に関すること	くらしサポートセンター（社会福祉協議会）	TEL 72-0603	
障害者支援	26	障害の手続きに関すること	障害福祉課	TEL 74-2141	
	27	障害者の虐待に関すること	障害福祉課		
支援 住宅	28	市営住宅の相談に関すること	管理課		

茨城県内における犯罪被害者等支援に係る主な相談窓口

相談窓口	相談・支援内容等	相談時間、電話番号等
公益社団法人いばらき被害者支援センター	電話や面接による相談、警察・検察・裁判・病院等への付き添いなどの直接的支援や弁護士への法律相談、公認心理師によるカウンセリング、自助グループへの支援等	平日 10 時～16 時
		029-232-2736
茨城県犯罪被害者相談窓口	必要な支援策の情報提供、紹介・斡旋に関する相談 ※窓口をご案内します。	平日 9 時～12 時、13 時～16 時
		029-301-7830
茨城県警察本部 犯罪被害者支援室	犯罪被害給付制度及び精神的被害の回復のためのカウンセリング等犯罪被害全般に関すること	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
		029-301-0110
茨城県警察本部 女性専用相談電話	ドメスティックバイオレンス（DV）、ストーカー、リベンジポルノに関する女性からの相談	24 時間対応
		029-301-8107
茨城県警察本部 県民安心センター 総合相談	犯罪等による被害の未然防止や県民の安全と平穏に関する こと	平日 9 時～17 時
		#9110 または 029-301-9110
水戸地方検察庁 被害者支援室	犯罪被害者等に対する刑事手続き等に関する相談	平日 8 時 30 分～17 時
		029-221-2199
日本司法支援センター 茨城地方事務所 (法テラス茨城)	法律専門家の力が必要な場合に、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介	平日 9 時～17 時
		0570-078317 (IP 電話から：050-3383-5390)
性暴力被害者サポート ネットワーク茨城 ※公益社団法人いばらき被害者支援センター が対応	性犯罪・性暴力被害者とそこご家族のためのワンストップ 支援（電話相談、面接相談、病院・警察・裁判所への付き 添い支援） ※女性相談員が対応	平日 9 時～17 時 ※上記時間帯以外は全国共通のコール センターが対応

その他にも茨城県には、法律支援、精神支援、生活支援、労働支援など、様々な相談窓口があります。
詳しくは、こちらの URL、QR コードからご確認ください。



〈 茨城県 ホームページの URL ↓ 〉

〈 茨城県 ホームページの QR コード ↑ 〉

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/shien/madoguchi.html>